

簡易払（日本郵政公社が支払通知書を発行した簡易払の取扱い）

サービス名	簡易払
受取方法	支払通知書と引換えにゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で現金をお受け取りいただけます。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。
その他	支払通知書は再交付いたしません。支払通知書に係る払出金が払い渡されなかったときは、当該支払通知書の発行は、初めからなかったものとします。 支払通知書は、他の銀行その他当行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。

平成19年10月1日現在